

令和元年第4回（12月）上越市議会定例会

農政建設常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第157号	上越市ガス供給条例の一部改正について	総務課	1～5
議案第141号	令和元年度上越市ガス事業会計補正予算 (第1号)		6～9
議案第142号	令和元年度上越市水道事業会計補正予算 (第2号)		10～12
議案第143号	令和元年度上越市工業用水道事業会計補 正予算(第1号)		13～14

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第157号
提 出 課	総務課

上越市ガス供給条例の一部改正について

1 改正理由

令和2年4月からの原料ガス購入価格の変更を受け、都市ガス料金を改定するもの

2 改正内容

- (1) 平均原料価格及び基準平均原料価格を改定する。(第11条関係)
- (2) ガス料金の使用量の区分及び基準単位料金を次のとおり改定する。(別表第1関係)

(現 行)

使用量の区分	基本料金 (1月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	調整単位料金 (1 m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	374.00 円 (340 円×1.10)	109.58 円 (99.62 円×1.10)	基準単位料金 ±0.074 円×原 料価格変動額 /100 円×1.10
25 m ³ 超 250 m ³ 以下	418.00 円 (380 円×1.10)	107.81 円 (98.01 円×1.10)	
250 m ³ 超	638.00 円 (580 円×1.10)	106.93 円 (97.21 円×1.10)	

(改定後)

使用量の区分	基本料金 (1月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	調整単位料金 (1 m ³ 当たり)
25 m ³ 以下	374.00 円 (340 円×1.10)	122.50 円 (111.37 円×1.10)	基準単位料金 ±0.075 円×原 料価格変動額 /100 円×1.10
25 m ³ 超 150 m ³ 以下	418.00 円 (380 円×1.10)	120.73 円 (109.76 円×1.10)	
150 m ³ 超	638.00 円 (580 円×1.10)	119.27 円 (108.43 円×1.10)	

※ 調整単位料金は、平均原料価格が基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合に算定する。

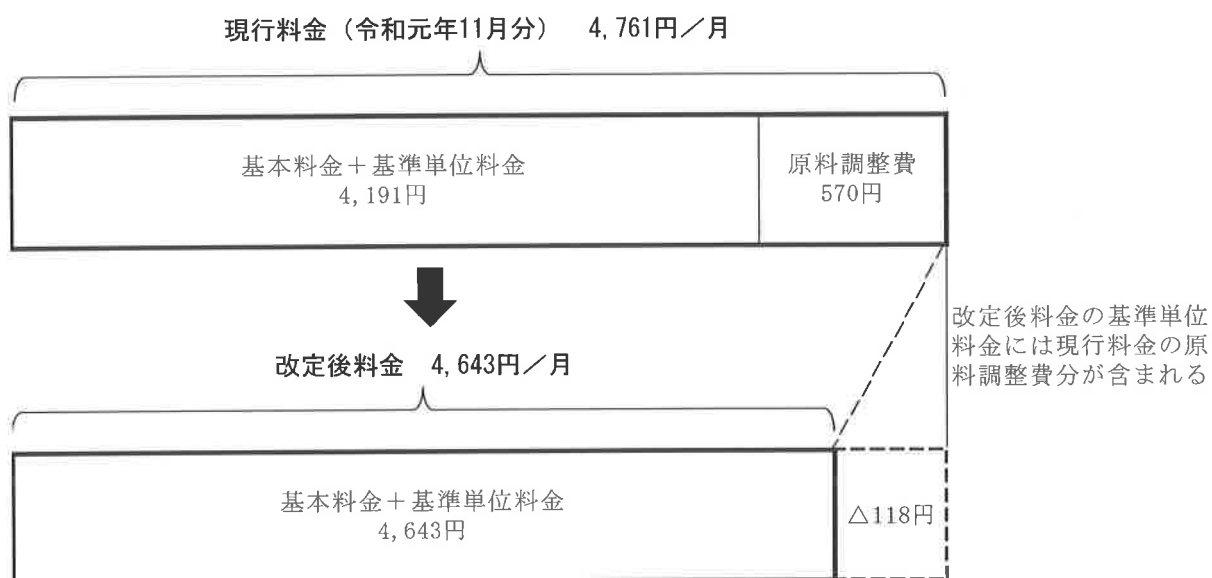
【料金改定の内容】

現行料金については実質的な比較を行うため、改定後料金と平均原料価格が同一期間である、令和元年6月から8月までのLNG輸入価格に基づく原料費調整後の調整単位料金（令和元年11月検針分料金）で算定している。

- ① 実施時期 令和2年4月1日
② 実質平均改定率 $\Delta 2.57\%$
(家庭用における1 m^3 当たりの平均単価が3円13銭値下げ)

<参考>1か月に35 m^3 使用される標準家庭での料金比較（消費税込み）

改定後料金	現行料金	差額
4,643円/月	4,761円/月	$\Delta 118$ 円/月



③ 一般契約使用量区分の基準引下げ

- ・一般契約のうち、ガス料金が最も廉価となる区分の使用量を現行の250 m^3 超から150 m^3 超に引き下げる。
- ・ガス暖房使用に伴い冬期間に使用量の多い需要家の負担軽減を図る。

<参考>

その他の契約メニューの変更

(7) 料金割引制度の期間延長

- ・「新築お祝い3年割」及び「子育てプラス割」の現行3年間の割引期間を一定の条件（料金未納が無いこと）を付した上で、さらに3年間延長する。
- ・対象は家庭用途とする。

(4) 家庭用温水暖房契約の対象拡大

- ・温水暖房機器の「居室設置」要件を廃し、住居内での設置場所を問わず契約の対象とする。
- ・浴室暖房乾燥機や洗面所に温水パネルヒーター等を設置している需要家が新たに対象となる。

(3) 本支管等工事費の本市負担額を次のとおり改定する。(別表第5関係)

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき本市の負担する金額	
	現 行	改定後
4 m ³ 毎時以下	224,400 円	272,800 円
6 m ³ 毎時	336,600 円	409,200 円
10 m ³ 毎時	561,000 円	682,000 円
16 m ³ 毎時	897,600 円	1,091,200 円
25 m ³ 毎時	1,402,500 円	1,705,000 円
40 m ³ 毎時	2,244,000 円	2,728,000 円
65 m ³ 毎時	3,646,500 円	4,433,000 円
100 m ³ 毎時	5,610,000 円	6,820,000 円
160 m ³ 毎時	8,976,000 円	10,912,000 円
250 m ³ 毎時	14,025,000 円	17,050,000 円
上記以外	能力に 56,100 円を乗じて得た額	能力に 68,200 円を乗じて得た額

- (4) 本支管等工事費の本市負担額を、別表第5により算定した額に供給するガスの最高圧力の区分に応じて定める係数を乗じて得た金額とする場合について、第31条第2項の規定によりガスを供給し、かつ、圧力補正機付きガスメーターを設置する場合に改める。(別表第5関係)
- (5) 料金算定期間の末日が3の施行期日(以下「施行日」という。)前の日である場合の料金の算定については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)
- (6) 施行日前から引き続くガスの使用者に係る施行日の属する料金算定期間の料金は、当該料金算定期間の使用量を改正前の上越市ガス供給条例(以下「改正前条例」という。)の規定による料金及び改正後の上越市ガス供給条例(以下「改正後条例」という。)の規定による料金の適用日数に応じて按分し、それぞれの使用量で改正前条例別表第2及び別表第3(日割計算表)の規定並びに改正後条例別表第2及び別表第3の規定を適用して算定した額の合計額とすることとする。この場合において、改正前条例の規定による料金の適用日数に応じて按分された使用量に1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとし、改正後条例の規定による料金の適用日数に応じて按分された使用量に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとすることとする。(附則第3項関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

4 上越市ガス供給条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(単位料金の調整) 第11条 略 (1) 平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合	(単位料金の調整) 第11条 略 (1) 平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合

改正案

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金＋0.075円×原料価格変動額／100円×1.10

(2) 平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金－0.075円×原料価格変動額／100円×1.10

2 略

(1) 平均原料価格（1トン当たり） 関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により財務大臣が公表する統計の数量及び価額を基に算定した別表第1備考4の表の右欄に掲げる算定期間における1トン当たりの液化天然ガスの平均価格（以下「LNG平均価格」という。）及び1トン当たりのプロパンの平均価格（以下「LPG平均価格」という。）を基に次の算式により算定した額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した額とする。）とする。

平均原料価格（1トン当たり）＝LNG平均価格×0.9751＋LPG平均価格×0.0458

(2) 基準平均原料価格（1トン当たり）5万4,900円とする。

(3) 略

3 略

別表第1（第9条—第11条、第16条関係）

料金表

使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1m ³ 当たり)	調整単位料金 (1m ³ 当たり)
25m ³ 以下	374.00円	122.50円	第11条の規定により算定した額
25m ³ 超 150m ³ 以下	418.00円	120.73円	
150m ³ 超	638.00円	119.27円	

備考 略

改正前

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金＋0.074円×原料価格変動額／100円×1.10

(2) 平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合

調整単位料金（1立方メートル当たり）＝基準単位料金－0.074円×原料価格変動額／100円×1.10

2 略

(1) 平均原料価格（1トン当たり） 関税法（昭和29年法律第61号）第102条第3項の規定により財務大臣が公表する統計の数量及び価額を基に算定した別表第1備考4の表の右欄に掲げる算定期間における1トン当たりの液化天然ガスの平均価格（以下「LNG平均価格」という。）及び1トン当たりのプロパンの平均価格（以下「LPG平均価格」という。）を基に次の算式により算定した額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入した額とする。）とする。

平均原料価格（1トン当たり）＝LNG平均価格×0.9771＋LPG平均価格×0.0474

(2) 基準平均原料価格（1トン当たり）3万5,090円とする。

(3) 略

3 略

別表第1（第9条—第11条、第16条関係）

料金表

使用量の区分	基本料金 (ガスメーター1個につき1月当たり)	従量料金	
		基準単位料金 (1m ³ 当たり)	調整単位料金 (1m ³ 当たり)
25m ³ 以下	374.00円	<u>109.58円</u>	第11条の規定により算定した額
25m ³ 超 250m ³ 以下	418.00円	<u>107.81円</u>	
250m ³ 超	638.00円	<u>106.93円</u>	

備考 略

改 正 案		改 正 前	
別表第5（第25条関係）		別表第5（第25条関係）	
本支管等工事費の本市負担額		本支管等工事費の本市負担額	
設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき本市の負担する金額	設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき本市の負担する金額
4 m ³ 毎時以下	272,800 円	4 m ³ 毎時以下	224,400 円
6 m ³ 毎時	409,200 円	6 m ³ 毎時	336,600 円
10 m ³ 毎時	682,000 円	10 m ³ 毎時	561,000 円
16 m ³ 毎時	1,091,200 円	16 m ³ 毎時	897,600 円
25 m ³ 毎時	1,705,000 円	25 m ³ 毎時	1,402,500 円
40 m ³ 毎時	2,728,000 円	40 m ³ 毎時	2,244,000 円
65 m ³ 毎時	4,433,000 円	65 m ³ 毎時	3,646,500 円
100 m ³ 毎時	6,820,000 円	100 m ³ 毎時	5,610,000 円
160 m ³ 毎時	10,912,000 円	160 m ³ 毎時	8,976,000 円
250 m ³ 毎時	17,050,000 円	250 m ³ 毎時	14,025,000 円
備考		備考	
1 略		1 略	
2 この表に定める能力以外のガスメーターに係る本市の負担額は、能力に <u>68,200円</u> を乗じて得た額（消費税等相当額を含む。）とする。		2 この表に定める能力以外のガスメーターに係る本市の負担額は、能力に <u>56,100円</u> を乗じて得た額（消費税等相当額を含む。）とする。	
3 第31条第2項の規定によりガスを供給し、かつ、 <u>圧力補正機付きガスメーターを設置する場合</u> の本市の負担額は、この表又は備考2により算定した額に、次に掲げる供給するガスの最高圧力の区分に応じ、次に定める係数を乗じて得た金額とする。		3 第31条第2項の規定によりガスを供給する場合 _____ の本市の負担額は、この表又は備考2により算定した額に、次に掲げる供給するガスの最高圧力の区分に応じ、次に定める係数を乗じて得た金額とする。	
(1)及び(2) 略		(1)及び(2) 略	

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第141号
提出課	総務課

令和元年度上越市ガス事業会計補正予算（第1号）の概要

単位：千円

収益的収入及び支出		補正前	補正額	計
収入	1 ガス事業収益	7,185,053	0	7,185,053
支出	1 ガス事業費用	6,846,480	△ 3,926	6,842,554
	1 営業費用	5,964,860	△ 3,231	5,961,629
	2 供給販売費	2,046,766	△ 3,842	2,042,924
	2 給料	108,327	1,039	109,366
	3 手当	55,508	△ 4,021	51,487
	4 賞与引当金繰入額	14,244	△ 308	13,936
	6 法定福利費	34,480	△ 513	33,967
	7 法定福利費引当金繰入額	2,780	△ 39	2,741
	3 一般管理費	167,362	611	167,973
	2 給料	45,076	353	45,429
	3 手当	25,369	369	25,738
	4 賞与引当金繰入額	5,761	55	5,816
	6 法定福利費	14,728	△ 182	14,546
	7 法定福利費引当金繰入額	1,124	16	1,140
	2 営業雑費用	738,718	△ 731	737,987
	1 受注工事費	738,718	△ 731	737,987
	2 給料	4,435	135	4,570
	3 手当	2,496	△ 724	1,772
	4 賞与引当金繰入額	610	△ 16	594
	6 法定福利費	1,471	△ 123	1,348
	7 法定福利費引当金繰入額	120	△ 3	117
	4 営業外費用	135,860	36	135,896
	4 消費税及び地方消費税	81,033	36	81,069
1 消費税及び地方消費税	81,033	36	81,069	
収 支 差 引		338,573	3,926	342,499
(純 利 益)		(253,145)	(3,942)	(257,087)

資本的収入及び支出		補正前	補正額	計
収入	1 資本的収入	398,024	0	398,024
支出	1 資本的支出	1,715,598	△ 4,701	1,710,897
	1 建設改良費	1,343,286	△ 4,701	1,338,585
	1 供給設備	1,182,631	△ 4,701	1,177,930
	9 導管本支管	1,035,809	△ 4,597	1,031,212
	10 導管供給管	107,697	△ 104	107,593
差引不足額		1,317,574	△ 4,701	1,312,873

【補正理由】

一般会計の一般職と同様に、企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の増減を整理するもの

【補正内容】

<ガス事業会計職員給与費等補正額一覧>

単位：人、千円

	職員数	給料	手当 ※	法定福利費	合計
補正後	49	196,357	147,833	66,459	410,649
補正前	49	196,515	153,728	68,249	418,492
補正額	0	△ 158	△ 5,895	△ 1,790	△ 7,843

※ 手当は児童手当を除く。

収益的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業費用	1,818,600	△ 3,231	1,815,369
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の整理			△ 3,231
給料			1,392
手当			△ 3,652
賞与引当金繰入額			△ 253
法定福利費			△ 695
法定福利費引当金繰入額			△ 23

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業雑費用	9,152	△ 731	8,421
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の整理			△ 731
給料			135
手当			△ 724
賞与引当金繰入額			△ 16
法定福利費			△ 123
法定福利費引当金繰入額			△ 3

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業外費用	82,123	36	82,159
増減内訳			
○ 補正に伴う消費税及び地方消費税の再計算 消費税及び地方消費税			36

資本的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他建設改良費	1,689,644	△ 4,701	1,684,943
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費 の整理			△ 4,701
導管本支管			△ 4,597
導管供給管			△ 104

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第142号
提出課	総務課

令和元年度上越市水道事業会計補正予算（第2号）の概要

単位：千円

収益の収入及び支出		補正前	補正額	計
収入	1 水道事業収益	6,876,418	0	6,876,418
支出	1 水道事業費用	5,572,739	3,107	5,575,846
	1 営業費用	5,029,731	2,672	5,032,403
	1 原水及び浄水費	603,766	△ 133	603,633
	2 給料	13,413	16	13,429
	3 手当	8,051	121	8,172
	4 賞与引当金繰入額	1,617	21	1,638
	6 法定福利費	4,457	△ 296	4,161
	7 法定福利費引当金繰入額	312	5	317
	2 配水及び給水費	3,052,484	△ 1,998	3,050,486
	2 給料	191,232	535	191,767
	3 手当	93,750	△ 1,429	92,321
	4 賞与引当金繰入額	24,994	△ 329	24,665
	6 法定福利費	59,887	△ 738	59,149
	7 法定福利費引当金繰入額	4,883	△ 37	4,846
	3 一般管理費	174,419	837	175,256
	2 給料	47,311	△ 416	46,895
	3 手当	25,646	1,284	26,930
	4 賞与引当金繰入額	6,254	△ 3	6,251
	6 法定福利費	15,215	△ 34	15,181
	7 法定福利費引当金繰入額	1,217	6	1,223
	5 広域施設営業費用	1,134,452	3,966	1,138,418
	2 給料	35,614	1,160	36,774
	3 手当	18,637	2,079	20,716
	4 賞与引当金繰入額	4,792	206	4,998
	6 法定福利費	10,937	473	11,410
	7 法定福利費引当金繰入額	935	48	983
	2 営業雑費用	10,246	206	10,452
1 受注工事費	10,246	206	10,452	
2 給料	3,299	5	3,304	
3 手当	2,442	100	2,542	
6 法定福利費	1,135	100	1,235	
7 法定福利費引当金繰入額	87	1	88	

支 出	3 営業外費用	465,532	9	465,541
	4 消費税及び地方消費税	169,114	9	169,123
	1 消費税及び地方消費税	169,114	9	169,123
	4 用水供給事業費用	65,903	220	66,123
	1 用水供給営業費用	63,593	220	63,813
	2 給料	1,994	65	2,059
	3 手当	1,051	115	1,166
	4 賞与引当金繰入額	269	11	280
6 法定福利費	613	27	640	
7 法定福利費引当金繰入額	53	2	55	
収 支 差 引 (純 利 益)		1,303,679 (1,133,947)	△ 3,107 (△3,127)	1,300,572 (1,130,820)

資本的収入及び支出		補正前	補正額	計
収 入	1 資本的収入	1,107,455	0	1,107,455
支 出	1 資本的支出	3,964,754	△ 8,932	3,955,822
	1 建設改良費	2,863,303	△ 8,932	2,854,371
	2 配水及び給水設備	2,460,367	△ 8,932	2,451,435
	9 導管本支管	2,199,736	△ 6,551	2,193,185
	10 導管給水管	169,597	△ 2,381	167,216
差 引 不 足 額		2,857,299	△ 8,932	2,848,367

【補正理由】

一般会計の一般職と同様に、企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の増減を整理するもの

【補正内容】

<水道事業会計職員給与費等補正額一覧>

単位：人、千円

	職員数 ※1	給料	手当 ※2	法定福利費	合計
補正後	85	338,145	258,662	114,479	711,286
補正前	85	340,992	259,711	116,607	717,310
補正額	0	△ 2,847	△ 1,049	△ 2,128	△ 6,024

※1 職員数は管理者を含む。

※2 手当は児童手当を除く。

収益的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業費用	3,897,944	2,892	3,900,836
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の整理			2,892
給料			1,360
手当			2,170
賞与引当金繰入額			△ 94
法定福利費			△ 568
法定福利費引当金繰入額			24

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業雑費用	7,443	206	7,649
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の整理			206
給料			5
手当			100
法定福利費			100
法定福利費引当金繰入額			1

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他営業外費用	170,626	9	170,635
増減内訳			
○ 補正に伴う消費税及び地方消費税の再計算消費税及び地方消費税			9

資本的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
その他建設改良費	2,317,640	△ 8,932	2,308,708
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の整理			△ 8,932
導管本支管			△ 6,551
導管供給管			△ 2,381

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第143号
提出課	総務課

令和元年度上越市工業用水道事業会計補正予算（第1号）の概要

単位：千円

収益的収入及び支出		補正前	補正額	計
収入	1 工業用水道事業収益	22,454	0	22,454
支出	1 工業用水道事業費用	28,537	△ 2,464	26,073
	1 営業費用	28,260	△ 2,473	25,787
	2 配水及び給水費	8,270	△ 2,473	5,797
	2 給料	3,551	△ 894	2,657
	3 手当	2,214	△ 999	1,215
	4 賞与引当金繰入額	486	△ 150	336
	6 法定福利費	1,185	△ 398	787
	7 法定福利費引当金繰入額	96	△ 32	64
	3 営業外費用	277	9	286
	4 消費税及び地方消費税	277	9	286
1 消費税及び地方消費税	277	9	286	
収 支 差 引 (純 利 益)		△ 6,083 (△6,083)	2,464 (2,464)	△ 3,619 (△3,619)

【補正理由】

一般会計の一般職と同様に、企業職員の給与改定を行うとともに、人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の増減を整理するもの

【補正内容】

<工業用水道事業会計職員給与費等補正額一覧>

単位：人、千円

	職員数	給料	手当 ※	法定福利費	合計
補正後	1	2,657	2,110	851	5,618
補正前	1	3,551	3,019	1,281	7,851
補正額	0	△ 894	△ 909	△ 430	△ 2,233

※手当は児童手当を除く。

収益的支出

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
工業用水道事業	28,537	△ 2,464	26,073
増減内訳			
○ 給与改定及び人事異動による職員構成の変動等に伴う給与費の整理			△ 2,464
給料			△ 894
手当			△ 999
賞与引当金繰入額			△ 150
法定福利費			△ 398
法定福利費引当金繰入額			△ 32
○ 補正に伴う消費税及び地方消費税の再計算			9
消費税及び地方消費税			